

(第一類 第十二號)

衆議院第三十八回国会建設委員

錄 第 八 号

(一一四)

昭和三十六年二月二十四日(金曜日)

午前十一時一分開幕

委員長 加藤 高興君
理事木村 守江君 理事佐藤虎次郎君
理事三澤 雄次君 理事松澤 雄藏君
理事石川 次夫君 理事中島 巖君
理事山中日露史君

委員尾関義一君、長谷川嶽君及び山村新治郎君辞任につき、その補欠として齊藤邦吉君、綾部健太郎君及び松田鐵藏君が議長の指名で委員に選任された。

第三項第二十一條の改正に附する部分を削る。
附則第二項中「住宅金融公庫法第
二十二条第二項及び第五項、」を削
り、「並びに」を「及び」に改める。
本修正に伴う歳入の減少は、昭和
三十六年度において、千五十七万円
の見込みである。

は資本力が大なりの折衝として提案したものであります。その意とするところはおむね了とすることができます。

難と/orあるく障害といわなければなりません。

| | |
|---|---|
| ○加藤委員長 提案の趣旨説明を求める | ○加藤委員長 提案の趣旨説明を求める |
| 法律案(内閣提出第三三号) | 法律案(内閣提出第五九号)(予) |
| 公共施設の整備に関する市街地の改進に関する法律案(内閣提出第五九号)(予) | 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号) |
| 派遣委員より報告聴取 | 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)(予) |
| 出席席務大臣 | 出席席務大臣 |
| 建 設 大 臣 中 村 梅吉君 | 出席政府委員 |
| （大臣官房長） 建設事務官 鬼丸 勝之君 | （大臣官房長） 建設事務官 關盛 吉雄君 |
| （河川局長） 建設技官 山内 一郎君 | （河川局長） 建設技官 稲田 治君 |
| （住宅局長） 建設技官 稲田 治君 | （住宅局長） 建設技官 稲田 治君 |
| 委員外の出席者 | 委員外の出席者 |
| 専 門 員 山口 乾治君 | 専 門 員 山口 乾治君 |
| 二月二十四日 | 二月二十四日 |
| 委員長 錦部健太郎君、齋藤邦吉君及び松田鐵藏君辞任につき、その補欠として長谷川峻君、尾関義一君及び山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。 | 委員長 錦部健太郎君、齋藤邦吉君及び松田鐵藏君辞任につき、その補欠として長谷川峻君、尾関義一君及び山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。 |
| ○加藤委員長 この際、岡本隆一君より本案に対する修正案が提出されております。 | ○加藤委員長 この際、岡本隆一君より本案に対する修正案が提出されております。 |
| ○加藤委員長 御異議ないものと認め、そのように決します。 | ○加藤委員長 御異議なし」と呼ぶ者あり |
| 法律案を議題といたします。本案に対する質疑を終局するに御異議ありませんか。 | 法律案を議題といたします。本案に対する質疑を終局するに御異議ありませんか。 |
| この際、お諮りいたします。本案に對する修正案を朗読いたします。 | この際、お諮りいたします。本案に對する修正案を朗読いたします。 |
| 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を朗読いたします。 | 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を朗読いたします。 |
| 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対する修正案 | 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対する修正案 |
| 第一項中第二十一条の改正に関する部分を削る。 | 第一項中第二十一条の改正に関する部分を削る。 |
| 附則第二項中「住宅金融公庫法第二十一条第二項及び第五項、」を削り、「並びに」を「及び」に改める。 | 附則第二項中「住宅金融公庫法第二十一条第二項及び第五項、」を削り、「並びに」を「及び」に改める。 |
| 本修正に伴う歳入の減少は、昭和三十六年度において、千五十七万円の見込みである。 | 本修正に伴う歳入の減少は、昭和三十六年度において、千五十七万円の見込みである。 |
| 次に、その内容と、提案の理由を説明いたします。 | 次に、その内容と、提案の理由を説明いたします。 |
| 今般、政府より提出されました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、戦後今なお引き続いてきびしいわが国の住宅事情に対処し、これが緩和 | 今般、政府より提出されました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、戦後今なお引き続いてきびしいわが国の住宅事情に対処し、これが緩和 |

大業労務者住宅への貸付資金に対する金利の引き上げ等には、贅意を表するものであります。政府が貸付資金量の拡大に急なるあまり、今般住宅造成資金や、中高層耐火建築物の建設資金まで、その貸付金利を引き上げようすることには賛成することはできまぜん。よって、本修正案は、これらの貸付利息を現行のまま据え置くことを求めんとするものであります。

今般の法改正に伴う宅地造成資金貸付ワクの拡大は、地方公共団体や住宅協会その他の公的性質を帶びた法人が、民間の悪らつな宅地造成業者にかわって、宅地造成を行なうことができるよう、その資金調達の道を開かんとする意図に出たものと私たちは理解しておりますが、その金利を引き上げることには、それだけその事業を困難に導くものであり、造成された宅地価格をも引き上げるものと考ふなければなりません。

さらにまた、中高層耐火建築物、いわゆるたばき住宅の建設資金の利用権も、市街地に住む中小商工業者であつて、たゞいまの貧弱な政府の中小企業対策の中でも、常に資金難と經營

さらに大企業が建設せんとする産業労務者住宅への貸付資金に対する金利の引き上げ等には、贅意を表するものであります。政府が貸付資金量の拡大に急なるあまり、今般住宅造成資金や、中高層耐火建築物の建設資金まで、その貸付金利を引き上げようすることには賛成することはできまぜん。よって、本修正案は、これらの貸付利息を現行のまま据え置くことを求めんとするものであります。

今般の法改正に伴う宅地造成資金貸付ワクの拡大は、地方公共団体や住宅協会その他の公的性質を帶びた法人が、民間の悪らつな宅地造成業者にかわって、宅地造成を行なうことができるよう、その資金調達の道を開かんとする意図に出たものと私たちは理解しておりますが、その金利を引き上げることには、それだけその事業を困難に導くものであり、造成された宅地価格をも引き上げるものと考ふなければなりません。

さらにまた、中高層耐火建築物、いわゆるたばき住宅の建設資金の利用権も、市街地に住む中小商工業者であつて、たゞいまの貧弱な政府の中小企業対策の中でも、常に資金難と經營

関係に結びつけんとする意図を含んだものであります。明瞭な近代的労使関係の樹立とは、およそ逆行するものといわなければなりません。政府はこれに対し、厚生年金保険の還元融資とともに、莫大な資金を貸し付け、本年度も三万六千の給与住宅を建設せんとしたとしております。しかも、これはきわめて長期の融資であります。耐火建造物の場合には、償還期間が三十五年ということになつております。これをねたばかり住宅の融資期間の十年に比べますと、あまりにもその差が著しく、たくましい資金力を持つ大企業に対するこの種の融資は、貸付期間をもつと短縮して、資金運用の効率を高めるとともに、資金難にあざく中小企業者に対するこの種の融資には、貸付期間をもつと長期にして、これらの中商工業者の住居の不燃化を助成しなければなりません。

政府は、本年度八億五千万、昨年度は九億五千万の造船利子補給を行なつて、海運業者を保護しております。これは不燃都市建設のため都市改造の一翼

がために、苦しい資金運営の中から不燃建築を行なわんとするものでありますして、大企業である海運業者に対しても利子補給まで行なつて、あたたかい手をさしのべる政府が、ささやかなね

対し、金利の引き上げという冷たいむちを加えんとするがとき行為にはわれわれは断じてこれに同意することできません。

出の理由であります。委員各位全員の御賛同を期待する次第であります。
○加藤委員長 ただいまの岡本君提出の修正案に対し御質疑はありませんか。
御質疑がなければ、この際、岡本隆一君提出の修正案について、内閣の意見を聴取いたします。

○中村国務大臣 実はこの住宅問題の金利につきまして、われわれといたしましては、一般庶民的な分につきましては、極力金利の引き上げにつきましては予算編成段階で反対をいたしましたが、現状を維持することができたのであります。しかし、中高層建築及び宅地造成につきまして、資金量確保の上から余儀なく金利の引き上げの方途を決定いたしまして、その法案の御審議を願つておる次第でございますが、大別的考え方まして、資金量確保のためにやむを得ざる措置であると考えますので、ただいま社会党から御提出になりまして修正案には、遺憾ながら同意することができないような次第でございます。

○加藤委員長　これより岡本隆一君提出の修正案並びに原案を一括して討論に付します。

○木村(守)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案されました修正案に反対し、政府原案に對しまして賛成の討論を行なわんとするものであります。

○木村(守)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案されたことの修正案に反対し、政府原案に対する賛成の討論を行なわんとするものであります。

住宅金融公庫の貸付のうち、最も重要なものは一般個人住宅の貸付ワクのことであろうと考えます。また、補助金の修正案もここに重点が置かれたように考えておるのであります。しかしながら、実際の状態を検討いたしてみますときに、政府提出の原案の中にも、この一般個人住宅の貸付ワクに重点を置きまして、この貸付に対しましては政府の低利資金の利率である六分五厘よりもはるかに下回るところの五分五厘と、いう低利をもつて貸し付けられておりまして、個人住宅の造成のために大きな役割を演じておることは、すでに御承知の通りであります。こういふような点から考えますると、修正案で言われておる趣旨の一部分は了解することができるのです。かくして、うな修正案が通過する場合には、なおなります。しかし、政府原案の通じて、一そく政府出資金の増額をはからなければならぬという状態に相なるのであります。ところが、今回政府提出の原案によりまして、政府出資金は明確に増額されまして、前年度度五年度大幅に増額されまして、前年度度五十億が九十億になつておるような状況であります。しかも、政府原案の通じて、よりまして初めて対象戸数の増大をはかり、住宅政策の推進ができるのであります。

しては、所期の目的を達成することがあります。しかも、個人住宅につきましても、所期の目的を達成することができる状態に相なつておるのであります。かような点から考えまして、住宅の貸出利率の引き上げをはかりまして、そこらへして、個人貸付の住宅に対する金利の低下並びに現行の手数料制度の事柄を勘案して参るためにこの改正が必要であると考えるのであります。しかも、貸付の対象となるところの業者は償還能力があり、施設において營業がなされるものであり、また、住宅は市街地の便利な場所に建てられるものであります。したがふるべく、この程度の引き上げはやむを得ざる処置であると考ふる次第であります。

また、宅地造成資金につきましては、この程度の金利の引き上げによる譲渡価額に対する影響は少ないものであり、また、最近の地価高騰という実情から考えてみますと、やむを得ざる処置であると考えますので、私は、ただいま社会党から提出されました修正案に反対し、政府原案に対しまして賛成の意見を表明するものであります。(拍手)

○加藤委員長 山中日露史君。

○山中(日)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま岡本委員長より提案されました修正案に賛成し、原案に対して反対の意見を表明せんとするものであります。

政府原案は、中高層耐火建築物等の建設及び宅地造成事業に対する需要の増大にかんがみ、貸付の資金量を大幅に拡大する必要のために金利を引き上げることとし、中高層耐火建築物等の建設資金の貸付利率は従来年六分五厘

であつたものを、住宅部分について改
年七分、住宅部分以外の部分について改
は年七分五厘とし、土地の取得造成資
金の貸付利率は、従来年六分五厘に改せん
あつたものを年七分五厘に改せんとす
するものであります。さらにまた、産業
事する産業労働者のための産業労働者
住宅の建設の貸付においては、従来の
金利は年六分五厘であったものを年一
分に改正せんとするものであります。
昭和三十六年度の公庫住宅は十二万戸
でありまして、昭和三十五年度に比
一万戸の増加を見、なかんずく、中高
層住宅に重点を置き、中高層の店舗住
の部分の貸付については前年度の約二
倍の貸付を計画されている点は、住
難の緩和と宅地の高度利用の面におよ
てその努力を多とするものであります
が、一方、これらの利用者の多くは、
わゆる中小商工業者であつて、これによ
の人々に対し貸付金の利率を従来よりま
引き上げるという政策は、中小企業整
成の見地から逆行する政策であるとい
わなければなりません。ことに、産業
労務者住宅の融資率を見ましても、土
企業は五〇%、中小企業は六〇%で、
なお、その金利は、大企業は七分に四
き上げたにかかわらず、中小企業は後
来通り六分五厘に据え置いた点を考
まするならば、一は中小商工業者が改
しづるに、中高層、すなわち、げたば
き住宅に専してのみ住宅部分、店舗部
分とともに金利を引き上げるということ

は、中小企業育成の面においても、不均衡であり、首尾一貫せざるものがあると断ぜざるを得ないのであります。いわんや、池田内閣の所得格差解消を目指すとする低金利政策にも逆するばかりでなく、中高層住宅が賃貸する住宅である場合においては、金利の上りが部分は当然家賃に転嫁され、高騰に拍車をかける結果となると言ふまでもあるのであります。したがって、このことは、宅地取得資金の利上げについても同様に論ずることができます。金利上昇によるところの資金量の増額を算いたしますと、わずかに五千円でござりますて、昭和三十六年の国の予算の編成にあたりましても、本年度自然增收は四千五百億とさえておられるこの際におきまして、わざと五千万円の金利の引き上げによつて、中小企業者に迷惑をかけるといふことは避けて、これら自然增收から住宅融公庫に対する出資金の増額が考えられてもいいのではないかと考えております。

整備事業は、その都道府県又は市町村が施行するものとする。

第二章 市街地改造事業

第一節 測量、調査及び土地の収用等

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第七条 市街地改造事業を施行しようとする者は又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは木、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しならとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることでできないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、たゞちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、立ち入りの旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入らうとする場合は、その立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入りの立ち入らうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。土地の占有者は、正當な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第八条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる

植物若しくは木、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しならとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合においては、その現状を著しく損傷しないときは、市街地改造事業を施行

しようとする者若しくは施行者はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかるわらず、当該障害物の所在地を管轄す

る市町村長の許可を受けて、たゞちに、当該障害物を伐除することができる。

この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合は、損失を与えた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請するこ

とができる。

3 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は、土地に試掘等を行なうとする者は又は土地の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えないければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行なうとする者は、土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えないければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入らうとする場合は、その立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入りの立ち入らうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

5 土地の占有者は、正當な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行なうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は施行者は、市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者(それら者が、建設大臣であるときは国、都道府県知事であるときは都道府

又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいなければならぬためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、市街地改造事業を施行

しようとする者若しくは施行者はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかるわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、たゞちに、当該障害物を伐除することができる。

この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合は、損失を与えた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請するこ

とができる。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行なうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

2 前項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

3 第二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又是汚損し、若しくは損壊してはならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可があつた場合において、その許可を与えるようするとときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

2 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、市街地改造事業の施行のため必要な測量を行なうため、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又是汚損し、若しくは損壊してはならない。

2 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、市街地改造事業の施行のため必要な測量を行なうため、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又是汚損し、若しくは損壊してはならない。

2 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合には、これらの者又はこ

とは施工地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは贈与又はその賃本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築行為等の制限)

第十三条 都市計画事業として決定された市街地改造事業を施行すべき土地の区域内において、市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行なうりとすれば、都街地改造事業を施行すべきある土地の区域内にあつては、建設大臣が市街地改造事業を施行すべき

建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行なうりとすれば、都道府県知事(建設大臣が市街地改造事業を施行すべき

土地の区域内にあつては、建設大臣以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えるようするとときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

2 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、市街地改造事業の施行のため必要な測量を行なうため、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又是汚損し、若しくは損壊してはならない。

2 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合には、これらの者又はこ

とは施工地区を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に對し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは贈与又はその賃本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築行為等の制限)

第十四条 都市計画事業として決定された市街地改造事業を施行すべき土地の区域内において、市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の区域内にあつては、建設大臣以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えるようするとときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

2 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、市街地改造事業の施行のため必要な測量を行なうため、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又是汚損し、若しくは損壊してはならない。

2 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合には、これらの者又はこ

の他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対するもの。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは

て、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができるもの。

6 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聽聞を行なわなければならぬ。ただし、それらの者が正當な理由がなくて聽聞に応じないときは、この限りでない。

7 前項の規定により土地又は権利の施行者による土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五条第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

8 第二節 施行者は、事業計画を定め、若しくは変更したとき（政令で定める軽微な変更をしたときを除く）、又は事業計画若しくはその変更の認可を受けたときは、その旨を公告しなければならない。（譲受け希望の申出及び貸借り希望の申出）

9 第二十二条 施行者は、事業計画を定め、又はその認可を受けた旨の公告があつたときは、施行地区内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者（その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者）又は権原によりその上地に建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対する抗議書を提出する。この場合において、建設大臣以外の施行者は、建設省令で定めるところによつて、建設大臣の認可を受けなければならない。

10 第二十三条 施行者は、前項の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区（施行地区が工区に分かれているときは、施行地区又は工区）ごとに建築施設の管理処分計画（以下「管理処分計画」という。）を定めなければならない。

11 この場合において、建設

業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件を移転若しくは除却を命ずることができる。

12 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

13 第十六条 施行者は、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

14 第二節 施行者は、事業計画を定め、若しくは変更したとき（政令で定める軽微な変更をしたときを除く）、又は事業計画若しくはその変更の認可を受けたときは、その旨を公告しなければならない。（譲受け希望の申出及び貸借り希望の申出）

15 第二十二条 施行者は、事業計画を定め、又はその認可を受けた旨の公告があつたときは、施行地区内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者（その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者）又は権原によりその上地に建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対する抗議書を提出する。この場合において、建設大臣以外の施行者は、建設省令で定めるところによつて、建設大臣の認可を受けなければならない。

16 第二十三条 施行者は、前項の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区（施行地区が工区に分かれているときは、施行地区又は工区）ごとに建築施設の管理処分計画（以下「管理処分計画」という。）を定めなければならない。

17 この場合において、建設

業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件を移転若しくは除却を命ずることができる。

18 第十四条 施行者は、市街地改造事業の施行のため必要がある場合においては、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五条第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

19 第十五条 施行者は、都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長は、市街地改造事業の施行のため必要がある場合においては、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物の収用を請求することができる。

20 第二節 施行者は、事業計画を定め、若しくは変更したとき（政令で定める軽微な変更をしたときを除く）、又は事業計画若しくはその変更の認可を受けたときは、その旨を公告しなければならない。（譲受け希望の申出及び貸借り希望の申出）

21 第二十二条 施行者は、事業計画を定め、又はその認可を受けた旨の公告があつたときは、施行地区内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者（その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者）又は権原によりその上地に建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対する抗議書を提出する。この場合において、建設大臣以外の施行者は、建設省令で定めるところによつて、建設大臣の認可を受けなければならない。

22 第二十三条 施行者は、前項の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区（施行地区が工区に分かれているときは、施行地区又は工区）ごとに建築施設の管理処分計画（以下「管理処分計画」という。）を定めなければならない。

23 この場合において、建設

得し、管理処分計画において施設建築物の一部を貸借りすることができる者として定められた者は、貸借権を取得する。

2 建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は取用により、施行者に取得され、又は消滅する時ににおいて、先取特権、質権又は抵当権の目的となつていた場合において、前条の公告の日までに、その者とその先取特権、質権又は抵当権（これらの権利を目的とする権利を含む。）を有していた者との間に、当該建築施設の部分の譲受け予定者の建築施設の部分の給付を受ける権利に対する第三十二条第一項の規定による権利の消滅に関する合意が成立しないときは、当該建築施設の部分の譲受け予定者は、その譲受け希望の申出を撤回したものとみなし、施行者は、その者の土地、借地権又は建築物の対價のうち払渡しをしていない部分の金額を返済する旨を施行者に通知する。

3 前項に規定する合意が成立したときは、当事者は、前条の公告の翌日から起算して一週間を経過する日までに、建設省令で定めるところにより、その旨を施行者に届け出なければならない。

4 前項の期日までに同項の届出がないときは、第二項に規定する合意が成立しなかつたものとみなす。

5 第一項の賃借権は、次条第二項の質権又は抵当権に対抗することができる。

（登記の嘱託）

第四十二条 施行者は、政令で定めることにより建築施設の部分を取得した者のために、遅滞なく、所有権の取得の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 前条第二項に規定する合意が、同条第一項の規定により取得される建築施設の部分に質権又は抵当権を設定すべきことを条件として成立した場合においては、施行者は、政令で定めるところにより、質権又は抵当権の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（借家条件の協議）

第四十三条 建築施設の部分の譲受け予定者と管理処分計画において定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

（借家条件の裁定）

第四十四条 第四十条の公告の日までに前条の規定による協議が成立しない場合は、施行者は、市町村長（以下次項において同じ。）

は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次の各号に掲げる事項について裁定することができる。

一 賃借りの目的

二 家賃の額、支払期日及び支払方法

三 敷金又は借家権の設定の対価を支払べき場合にあつては、

その額

2 施行者は、前項の規定による裁定をする場合においては、賃借りの目的については賃借り部分の構造及び賃借り人の職業を、家賃の額については賃貸し人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般的慣行を考慮して定めなければならない。

3 第一項の規定による裁定に際し必要な手続に関する事項は、政令で定める。

（裁定の効果）

第四十五条 前条第一項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

（建築施設の部分の価額等の確定）

第四十六条 施行者は、建築施設整備事業に要する工事が完了したときは、すみやかに、建築施設整備事業及び建築敷地の取得に関する事項を定める。

4 施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を附した場合においては、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。

5 前項の規定による督促をするときは、施行者は、政令で定めるところにより、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができ

（清算）

第四十七条 前条の規定により確定した建築施設の部分の価額と当該項の規定により取得した者の土地、借地権又は建築物の対価のうち払渡しをしていない部分の金額とに差額がある場合においては、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

2 前項の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は取特権、質権又は抵当権の登記により交付すべき清算金及び前項に規定する延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

3 延滞金は、清算金に先立つものとする。

（消滅時効）

第四十八条 前条第一項の清算金及び同条第五項の延滞金を徴収する権利は、五年間これを行なわないときは、時効によつて消滅する。

2 前条第四項の規定による督促は、民法第一百五十三条の規定にかかるらず、時効中断の効力を有する。

6 第四項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき清算金を納付しないときは、施行者は、国税滞納処分の例により当該金を納付することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 第四項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき清算金を納付しないときは、施行者は、国税滞納処分の例により当該金を納付することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 前条第四項の規定による督促は、民法第一百五十三条の規定にかかるらず、時効中断の効力を有する。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

4 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

(第二十三条第七号に規定する部分の管理処分)

第五十条 施行者は、建築施設のうち第二十三条第七号に規定する部分については、管理処分計画で定めることにより、管理し、又は

処分しなければならない。

第五節 費用の負担等

(費用の負担等)

第五十一条 都市計画法第六条から第七条まで及び第九条の規定は、市街地改造事業には適用しない。

第五十二条 市街地改造事業によつて整備される公共施設、建築物その他の施設の整備に要する費用に

関し他の法令(都市計画法及びこれに基づく命令を除く)に施行者以外の者の費用の負担又は補助に関する特別の規定がある場合においては、それらの規定の適用があるものとする。この場合において、その適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 雜則

(審査委員)

第五十三条 施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。)は、その施行する市街地改造事業ごとに、この法律又はこの法律に基づく命令で定める権限を行なわせるため、審査員三名以上を選任しなければならない。

2 施行者は、審査委員を選任しようとするときは、あらかじめ、譲り受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者の賛否を求

め、その二分の一をこえる者の反対があつた者は審査委員に選任することができない。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(処分、手続等の効力の承継)

第五十四条 施行者、施行地区内の建築物若しくは土地について権利を有する者又は第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利を有する者の変更があつた場合には、この法律又はこの法律に基づく命令によつて、従前のこれらがした処分、手續その他行為は、新たにこれらの者ととなつた者がしたものとみなさず、従前のこれらがした者に対する処分、手續その他行為は、新たにこれらの者ととなつた者に対してしたものとみなす。

(不動産登記法の特例)

第五十五条 施行地区内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(財産の管理処分に関する法令の規定の適用の特例)

第五十六条 施行者がこの法律の規定により建築施設を管理し、又は処分する場合においては、施行者

(関係簿書の備付け)

第五十七条 施行者は、建設省令で定めるところにより、市街地改造事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

2 利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合において

は、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第五十八条 施行者は、市街地改造事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者にその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくして、その者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代え

ることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(意見書等の提出の期間の計算等)

第五十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定の期間内に施行者に差し出すべき意見書その他の文書が郵便で差し出された場合においては、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2 前項の文書は、その提出期限が経過した後においても、容認すべき理由がある場合においては、受理することができる。

(技術的援助の請求)

第六十条 都道府県知事又は都道府県は建設大臣に對して、市町村長

又は市町村は建設大臣及び都道府県知事に對して、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ市街地改造事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることがある。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法(明治二十三年法律第五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(建築施設整備事業の施行者がある場合の訴替え)

第六十四条 第六条第三項の規定による施行者(以下この条において「建築施設整備事業の施行者」といふ。)がある場合においては、第二

十一条第一項及び第四項中「事業計画」とあるのは「建築施設整備事業に關する事業計画」とし、同条

都道府県知事又は施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。

以下次項において同じ。)に異議の申立てをすることができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法(明治二十三年法律第五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(建築施設整備事業の施行者がある場合の訴替え)

第六十四条 第六条第三項の規定による施行者(以下この条において「建築施設整備事業の施行者」といふ。)がある場合においては、第二

十一条第一項及び第四項中「事業計画」とあるのは「建築施設整備事業に關する事業計画」とし、同条

第一項から第三項まで、第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第七号及び第八号、第二十五条第一項について不服のある者は、その命令又は裁定があつた日から三十日以内にその命令又は裁定をした

一項から第三項まで及び第五項、第三十条、第三十六条から第四十一条まで、第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条第一項及び第二項、第四十六条、第四十七条第一項、第二項及び第四十八条第一項、第二項並びに第五十三条第一項及び第二項並びに第五十六条中「施行者」とあるのは「建築施設整備事業の施行者」とし、第三十二条第一項及び第三項並びに第三十三条から第三十五条まで中「施行者」とあるのは「市街地改造事業のうち建築施設整備事業以外の部分の施行者」とする。ただし、第二十二条第一項中「施行者から」とあるのは「市街地改造事業のうち建築施設整備事業以外の部分の施行者から」とし、第三十八条、第四十二条第二項及び第四十七条第二項中「施行者との契約に基づき、又は収用により、施行者に」とあるのは「市街地改造事業のうち建築施設整備事業以外の部分の施行者との契約に基づき、又は収用により、その施行者に」とする。

が処理し、又は管理し、及び執務することとされている市街地改造事業に關する事務（都道府県等が施行する市街地改造事業に係る事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長（以下この条において「指定都市等」という。）が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づき政令中都道府県等に關する規定は、指定都市等に適用があるものとする。

（政令への委任）

第六十七条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第六十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第八条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けることのないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の

(政令への委任)
第六十一条 この法律に特に定めるもののはか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者 第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

二 第十五条の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）

附 則

本条の罰金刑を科する。

に不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）第二条の規定による廃止前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）及び家屋台帳法（昭和十二年法律第三十一号）と読み替えるものとする。

（登録税法の一部改正）

3 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のようにより改正する。（第三回第十一号）

第十九条中第二十一条ノ二を第二十一号ノ三とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一ノ二 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律ニ依ル市街地改造事業ノ施行ノタメ必要ナル土地又ハ建物ニ関スル登記ニシテ施行者ノ嘱託ニ係ルモノ

（都市計画法の一部改正）

都市計画法の一部を次のよろに改正する。

第十二条ノ二中「第十二条ノ土地区画整理事業」の下に「若ハ第六条第二項ノ建築敷地造成ニ関スル事業」を加える。

第十六条第二項中「政令」を「法律」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のようにより改正する。

第三条第五号の七の次に次の二号を加える。

五の八 公共施設の整備に関する法
する市街地の改造に関する法
律(昭和三十六年法律第
号)の施行に関する事務を管
理すること。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法の一部を次のように改
正する。

7 公共施設の整備に関する市街
地の改造に関する法律(昭和三十六
年法律第 号)第三十一条第一
項の規定による建築施設の部分の
給付を受ける権利を取得した者(譲
渡に因り当該権利を取得した者を
除く)が同法第四十一条第一項の
規定により建築施設の部分を取得
した場合においては、当該建築施
設の部分の取得に対して課する不
動産取得税の課税標準の算定につ
いては、前項の規定にかかわら
ず、その者が市街地改造事業を施
行する土地の区域内に所有してい
た不動産の固定資産課税台帳に登
録された価格(当該不動産の価格
が固定資産課税台帳に登録されて
いない場合にあつては、政令で定
めるところにより、道府県知事が
第三百八十八条第三項の規定によ
つて示された評価の基準並びに評
価の実施の方法及び手続に準じて
決定した価格)に相当する額を価
格から控除するものとする。

(租税特別措置法の一部改正)
和税特別措置法(昭和三十二年
法律第二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十一条第一項第一号中「都
市計画法（大正八年法律第三十六
号）」の下に「、公共施設の整備に
關連する市街地の改造に関する法
律（昭和三十六年法律第 号。

〔市街地改造法〕といふ。」を加え
る。

第三十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

利又は建築物が市街地改造法による市街地改造事業の施行により買い取られ、又は収用された場合において、同法第三十一条第一項の規定によりその対價として同項に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得するとき。

第三十二条に次の二項を加え

受けた場合において、同号の給付を受ける権利につき譲渡、遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）又は贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生すべきものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）があつたときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、遺贈又は贈与のあつた日において同号に規定する土地、土地の上に存する権利又は建築物の譲渡、遺贈又は贈与があつたものとみなして所得税法第九条第一項及

び資産再評価法第八条第二項又は第九条の規定を適用し、市街地改造法第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第四十一条第二項の規定に該当することとなつたとき、又は同法第四十七条规定第一項の規定により同項の差額に相当する金額の交付を受けた日ににおいて当該土地、土地の上に存する権利又は建築物（同法第三十六条第二項又は第四十七条第一項の規定に該当する場合には、これらの資産のうちこれららの規定に規定する差額に相当する金額に対応するものとして政令で定める部分）につき収用等による譲渡があつたものとみなして前条の規定を適用する。

第三十四条第一項中「第三十二条の」を「第三十二条第一項若しくは第二項の」に改め、「代替資産又は換地処分等」の下に「〔市街地改造法第三十三条第一項の規定によつて給付を含む。以下この条において同じ。〕」を加え、「〔包括贈与及び相続人に對する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。〕」及び「〔相続人に對する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生すべきものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。〕」とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 土地、土地の上に存する権利又は建築物が市街地改造法(第三十一条第一項第一号に規定する市街地改造成法をいう。以下この条において同じ。)による市街地改造成事業の施行により買取られ、又は収用された場合において、同法第三十一条第一項の規定によりその賠償として同項に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得すると第六十五条に次の二項を加え
る。

理 由
公共施設の整備に関連して行なう
市街地改造事業に關し、事業計画、
管轄区分計画との並び要事項二圖

である。これが、この法律案を提出する理由として、合理的利用を促進する必要がある。

○加藤委員長 提案理由の説明を聽取
いたします。

○中村国務大臣　ただいま議題となりましたした公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近の市街地における自動車交通量の激増その他の都市における人口、産業の集中等に伴いまして、街路等の都市公共施設の機能は著しく低下し、ために都市の健全な発展が阻害される傾向にありますことは、御承知の通りであります。これを打開して都市の健全

このため政府といたしましては、都市における街路その他の都市公共施設の整備を鏡意推進いたして参ったたるものであります。が、遺憾ながらこれら街路等の取得は、関係権利者の生活再建の問題等にもからみまして困難をさわめ、これが大きな障路となつておる現状であります。まことに一方、わが国におきましては、人口、産業の都市集中が顕著であります。にもかかわらず、市街地における土地の合理的利用が十分に行なわれず、これがため、無秩序な都市の膨張を助長し、その弊害は、都市計画上の各方面でわたつて顕著に現われつある状況であります。これらの一連の弊害を除去するための一つの方策として、旧来の市街地における建築物の高層化、不燃化を行ない、これらの地域における土地の合理的利用とあわせて都市不燃化をはかることが強く要請されているところであります。

北陸地方雪害調査團には、私のほかに、運輸委員会には、壽原正一君、地方行政委員会からは宇野宗佑君、大藏委員会からは米山恒治君、文教委員会からは井伊誠一君、農林水産委員会から角屋堅次郎君、及び民主社会党代表として内海清君が参加され、福井県、石川県及び富山県の三県下を、二月十三日から同月十八日までの六日間、にわたり調査して参つたのであります。

三県下における雪害の原因につきましては、委員各位はすでに十分御承知の通りでありますと存じますが、昨年の十二月二十五日夜からの、西高東低冬型気圧配置によつてもたらされた寒波が、同月二十八日に至り激しく勢力を増し、年末の冬型としては明治三十年の観測以来異例の大積雪を見たためであり、さらに加えて、風が弱いときに吹雪が本年の一月上旬まで三県下を荒れ狂つて、全交通網に窮屈を与えたために、かつてない大雪害がもたらされたのであります。

本調査團は、福井県では福井市、吉田郡、勝山市、大野市、足羽郡、坂井郡の三市三郡を、石川県では加賀市、小松市、能美郡、石川郡、金沢市、河部市、下新川郡の五市五郡を調査して参つたのであります。が、各県下の全域負郡、中新川郡、滑川市、魚津市、黒川郡の三市三郡を、また富山県では西郡、高岡市、射水郡、富山市、婦負郡、中新川郡、滑川市、魚津市、黒川郡の三市三郡を、また富山県では西郡、高岡市、射水郡、富山市、婦負郡、中

沿い地方では二百三十三センチ以上の積雪を記録しておりました。われわれが調査に参りました期間中も、連日大雪注意報が発令されているといった状況であり、特に福井県においては、勝山市から大野市への道中、福井、石川の県境における俱利加羅峠越え、さらには富山市以北の黒部、下新川にかけての丈余と思われる雪中視察行については、おりからぬ猛吹雪のため視界が全くきかず、しばしば停車して、文字通り牛歩前進を行なうなど、實に言語不通りで繰り返したのでありました。

三県下の雪害状況については、各県において、それぞれの知事を始めとして、各担当官からつぶさに説明を聽取し、かつまた雪害復旧に対する要領を受けたのであります。各県の東西山沿い地方、沿岸地方、平野部の田地において、倒壊家屋、農山林被害、木等林産物の被害、さらに文教施設の被害、道路の損傷等、見る影もない状況を直接に見聞するにつれて、その甚大な被害に驚愕したのであります。さらに三県下ともに、いまだ降雪期にある関係上、豪雪のため輸送の停滞による生産能力の低下、工商業等營業の休止による損失等、長期にわたつての県民生活に及ぼす影響は、はかり知れぬものがあり、まことに憂慮すべき状態でありました。

視察当時までに判明いたした三県下の被害額は、おおむね次の通りであります。すなわち、福井県につきましては、道路関係二億六千八百三十二万四千元、その他農林、商工、運輸、教育施設関係等の被害を合わせますと、総

計十三億五千百九十八万二千円となつております。石川県では、建設関係の被害は二億七千九百二十六万五千円、その他関係が一億九百五十九万六千円、その他の関係の被害を合わせますと十三億六千三百三万九千円と相なつております。富山県では、建設関係の被害が二億九百五十九万六千円、その他の関係が一億三千五百三万三千円であります。

なお、三県下とも、融雪時においては、その被害額はさらに増大の一途をたどることが予想されるのであります。そこで、その場合における各県の推定煙害は、各県それぞれ三十億を突破するものと見込まれております。

各県の雪害対策といたしましては、豪雪の襲来によつて、北陸線及び地主鉄道、バス路線等は完全に麻痺状態となり、このため上野発北陸号の百時限以上以上の遅延を最高として、立ち往生車が各地に続出する等、県民の生活に夫々有の緊急事態が惹起いたしましがことにかんがみ、各県とも直ちに雪害対策本部を設置してこれに対処したのであります。そして、その処置のおもなるものは次の通りであります。

すなわち、自衛隊への協力要請、鉄道沿線の除雪に対する市町村への協力要請、列車内の滞留客の暖房、食事、宿泊等のあつせん及び協力、県民に対する除雪、消防等の指示、食糧の確保と物価高騰の抑制、並びに特別融資、道路の除雪、排雪と船舶による交通の確保など、各県は全力をあげて県民の保護と雪害復旧に努め、これに要する緊急経費として三千万円ないし一億円以上を投じて万全の方策を講じつゝあります。

以上申し上げましたように、かつてない豪雪による県民の悲境にからんで、各県から次のようないわゆる要望事項がございましたので、そのおもなものを一括して御報告を申し上げます。

要望事項いたしましては、まず一般関係では次のとおりなもののがございました。

(1) 雪害基本法の制定

積雪寒冷地帯に対する現行の国の特別措置のおもなものとしては、

(a) 積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法による農業の振興

(b) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保

(c) 地方交付税法における基準財産需要額算定のための寒冷補正

などの諸制度があるが、これらは相互に関連なく断片的に規定されていて、のみならず、雪害対策に關し十分な結果を期待し得ないので、この際防災法別法の制定をはかられたい。

これが一般的な要望事項であります。

次に、建設関係では次のとおり要望がございました。

(1) 路面災害に対する国庫負担制度を実施されたい。

除雪及び融雪等のため路面の損傷はなはだしく、道路交通の確保に重大な支障があり、これが復旧のために多大の費用を要するのであるが、現在雪害による路面復旧に対し、国庫補助の対象とする法律がないので、特別法を創設されたい。

(2) 除雪機械の整備のための国予算の大額な増額をはかられたい。

たとえば、石川県における雪害特別指定道路延長七百九十九キロを除雪し、かつ交通を確保するには最低七八台の機械を必要とするのであるが、現有機械台数はわずか十一台にすぎないので、国の予算の大額な増額をはかれたい。

(3) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の運用にあたり、国庫負担の対象となる事業費の範囲を拡張されたい。同法の運用にあたっては特に次の点を考慮されたい。

(1) 除雪作業経費についても、国庫負担の対象とされたい。

(2) 道路の凍雪害防止工事のうち、人家遮蔽地区における舗装工事についても、置換工事及びかさ上げ工事と同様国庫負担の対象とされたい。

以上が建設関係の要望であります。

その他農林水産関係、商工関係、教育関係、税財政関係等幾多の要望がございましたが、これは省略いたしました。

今般の調査を通じまして、私が最も痛切に感じましたことは、積雪による道路交通の破壊が、裏日本の産業の発展、民生の安定に致命的な障害となつているということであります。所得倍増計画とともに、国民の所得の地域的格差の是正が叫ばれている今日、積雪地帯の冬期の道路交通を現状に放置することは、所得の地域格差をますます増大せしめるとともに、この地の住民に地域開発の情熱と希望を失わしめ、積雪地帯を永遠にはかるなる後進地域として取り残すことにならうかと思われるのであります。

ことに、道路の維持につきましては、除雪及び補修に想像以上の多額の経費を要し、これに対しては財政上特別の措置を講ずることの必要が痛感されました。

さらに、除雪作業がきわめて非能率的でありますて、これに対しては市部にあつては何をおいても流雪溝の設置が緊要であることが痛感され、同時に除雪機械の装備の近代化に、政府が一そりの援助を与えるべきであることを指摘いたしたいと存じます。

また、道肩標示の標識が整備不十分であるために、バス、トラック等が多数に道路外へ転落しているのを見かけましたが、これはこと数年続いた暖冬異変による関係者の安堵感がなせるわざかと思われました。

車輪に巻くチエーンによる道路の破損防止については、コンクリート道路にはアスファルト被覆による補強、またチエーンにかえてスノータイヤの使用を奨励するなど、打つべき手が多数に残されていることが感ぜられました。

本年の雪は十二月末より降つて、今まで約二カ月近く路上の積雪の解ける日がないという状態でありますので、屎尿の処理は住民の大きな悩みでありました。下水道促進が叫ばれるおりから、雪国の人たちにはこれもまた痛切な要望であることも見のがすことはできません。

最後に、建設関係の被害といたしましては、融雪期の河川のはんらんによつて相当大きな被害の発生が予想されますので、政府としてはこれに対する適切な措置を講ぜられることを要望して、私の報告を終わります。(拍手)

○加藤委員長 この際、お詫りいたします。

東北、北陸地方の雪害に対する金融措置等に関する件について、大蔵委員会に連合審査会開会の申し入れを行ないたいと存じますが、御質議ありますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、開会日時等につきましては、太蔵委員長と協議の上、追つて公報をもつてお知らせいたします。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

〔参考〕

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三二号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

建設委員会議録第六号中正誤

ペジ段 行 誤 正
一五 利率、 利率は、
七三 建設局 建政局

昭和三十六年三月四日印刷

昭和三十六年三月六日發行

衆議院事務局

印刷者
大藏省印刷局